

「大隅で旅育」マイクロツーリズム誘客事業 仕様書

1 事業の目的

旅（旅行）により日常生活ではできない体験を通して子どもの成長につなげる「旅育」を推進することで、食・自然・歴史等の豊富な大隅の観光資源を新たな視点でPRし、ファミリー層の観光誘致へつなげることを目的に、令和5年度に「大隅で旅育BOOK」を作成した。同BOOKや掲載コンテンツ等を活用し、マイクロツーリズム圏（鹿児島市、霧島市、都城市）からのファミリー層誘客へつなげる。

2 委託業務内容

(1) ターゲットに対する「旅育」のPR・大隅地域への誘客

鹿児島市、霧島市、都城市のファミリー層に対し、「大隅で旅育」の多角的なPRを行うとともに、大隅への誘客を図ること。

(2) 「大隅で旅育BOOK」の増刷

令和5年度作成した「大隅で旅育BOOK」の増刷を行うこと。

※ A5、20ページ、フルカラー、マットコート紙、2,000部。

※ 令和5年度に作成したものは無線綴じだったが、それに限らない。

(3) 東串良アウトサイドフェスティバル出展時の抽選会景品購入

令和6年11月9日（土）・10日（日）に行われる東串良アウトサイドフェスティバル出展時に、ブースにて行う抽選会景品50,000円分を用意すること。

※ ブース設営等の会場準備・撤収・当日の運営は委託者が実施。

受託者はブース運営に携わる必要はなし。

3 履行期限

令和7年3月7日（金）

4 事業完了及び成果の報告

- (1) 委託事業の実施内容をまとめた報告書
- (2) 委託事業において作成したマップ等の成果品及びデータ
- (3) 報告書の電子データ

5 著作権等

- (1) 本件業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件業務により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）については、委託者に譲渡することとする。

また、本件業務の成果物については、委託者又は委託者の承認を得た者の名において行われる広報活動等に利用できるものとする。この場合は、受託者は別途料金を請求しないものとする。

- (3) 本件業務により納品するデータについては、その全部又は一部について、原則として第三者が権利を有するものを使用しないこととする。
やむを得ず第三者が権利を有する写真又は動画を使用する場合は、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を、全て受託者が負うこと。
- (4) 本件業務により納品するデータについては、肖像権の問題が生じないよう配慮すること。
- (5) 上記(1)から(4)の規定は、受託者が更に第三者に業務の一部を委託した場合に準用する。
- (6) 本件業務の成果物について、鹿児島県が行う観光PRや広報活動等の目的のため編集を要する場合の取扱いについては、別途鹿児島県と受託者で協議の上決定する。
- (7) その他、著作権等の取扱いについて疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

6 実施計画

企画提案された計画に基づき実行していくが、詳細な業務の実施計画や計画変更については、委託者と調整の上実施すること。

7 追加提案

本仕様に定めのない内容であっても、本事業での目的達成に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

なお、追加提案の効果等を踏まえ、企画提案内容を変更し実施する場合がある。この場合、委託者と協議の上、委託者の判断において実施する。

但し、原則委託費の範囲内で業務執行を行う。

8 その他

上記のほか、事業の実施において必要な事項については事前に委託者と協議すること。